

令和7年 労働災害発生状況（令和7年7月末現在）

（休業4日以上死傷者数）

日立労働基準監督署

業種別

業種	年	7年		6年		同期比	
		死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業
製造業	食料品		1	4			-3
	木材・木製品			1			-1
	化学工業		6	2			4
	金属製品		3	3			
	一般・電気・輸送用機械	1	9	7	1	2	
	その他		6	4			2
	小計	1	25	21	1	4	
建設業	土木工事		2	3			-1
	建築工事（木造除く）		1	2			-1
	木造建築工事		1				1
	その他の工事		5	7			-2
	小計		9	12			-3
陸上貨物運送事業		6	7			-1	
畜産業		3				3	
小売業		5	4			1	
社会福祉施設		10	7			3	
その他		23	1	28	-1	-5	
	計	1	81	1	79	0	2

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部が改正されます

- 1 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進**（安衛法）
 - ・注文者等が講ずべき措置（個人事業者等を含む作業従事者の混在作業による災害防止対策の強化など）を定める
 - ・個人事業者等自身が講ずべき措置（安全衛生教育の受講等）や業務上災害の報告制度等を定める。
- 2 職場のメンタルヘルス対策の推進**（安衛法）
 - ・労働者数50人未満の事業場についても実施を義務とする。
- 3 化学物質による健康障害防止対策等の推進**（安衛法、作業環境測定法）
 - ・危険性・有害性情報の通知義務違反の罰則
 - ・化学物質の成分名が営業秘密である場合に、一定の有害性の低い物質に限り、代替化学名等の通知を認める（成分名に限る）。
 - ・個人ばく露測定について、作業環境測定の一つとして位置付け、作業環境測定士等による適切な実施の担保を図る。
- 4 機械等による労働災害の防止の促進等**（安衛法）
 - ・民間の登録機関が実施できる範囲を拡大する。
 - ・登録機関や検査業者の不正への対処や欠格要件を強化する。
- 5 高齢者の労働災害防止の促進**（安衛法）
 - ・高齢労働者の労働災害防止に必要な措置の実施を事業者の努力義務とする。

月別

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
7年	13	(1) 19	9	9	14	10	7						(1) 81

年齢別	件数	率(%)
～19歳	2	2.5%
20～29歳	7	8.6%
30～39歳	9	11.1%
40～49歳	14	17.3%
50～59歳	24	29.6%
60歳～	(1) 25	30.9%

規模別

事故の型別

業種	規模	事故の型別													合計	
		規 模 九 人	四 九 〇 人	一 九 〇 人	九 五 〇 人	一 〇 〇 人	規 模 〇 人	墜 落 ・ 転 落	転 倒	激 突 さ れ	巻 挟 ま れ ・ 捲 込 ま れ	こ 切 す れ	交 通 事 故	動 作 の 反 動		そ の 他
製造業	食料品		1						1							1
	木材・木製品															
	化学工業		2	1	3								1	2		6
	金属製品		2	1			1			1					1	3
	一般・電気・輸送用機械	1	2	3	3	(1)	2	4	1	1					1	(1) 9
	その他	1	1	2	2		1	1		2				1	1	6
	小計	2	8	7	8	(1)	4	6	2	6			2	5	(1) 25	
建設業	土木工事	1	1												1	2
	建築工事（木造除く）		1							1						1
	木造建築工事	1									1					1
	その他の工事	1	3		1	3	1	1		1						5
	小計	3	5		1	3	1	2	1	1				1		9
陸上貨物運送事業	1	4	1				3	1							2	6
畜産業	2	1							3							3
小売業	1		2	2			2	1					1	1	5	
社会福祉施設	2	6	1	1			5				1		1	3	10	
その他	1	11	4	7		7	11	1	1				3		23	
	計	12	35	15	19	(1)	17	26	9	8	2		7	12	(1) 81	

※ 数値は、労働者死傷病報告より集計したものであり、()内は死亡者で内数である。

※ 陸上貨物運送事業は「道路貨物運送業」、「陸上貨物取扱業」を合わせたものをいいます。

※ 新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く